⑷□　認定匿名加工医療情報作成事業者への提供を法第20条及び規則第６条の規定による安全管理措置に基づく通信手段により提供していること。(□内に印を付けること。)

⑸本人又はその遺族からの求めを受け付ける方法（該当するもの全ての□内に印を付けること。）

	受付窓口（住所：　　）
	電話（番号：　　）
	ＷＥＢ（ＵＲＬ：　　）
	その他 （　　）

３．本届出書に係る認定匿名加工医療情報作成事業者への医療情報の提供を開始する予定日
提供開始予定日【　　年　　月　　日】

４．主務大臣による公表に関する希望（いずれかの□に印を付けること。）
□　希望なし
□　次の理由により、【　　年　　月　　日】以後の公表を希望
（公表日を指定する理由：　　）

５．□　本届出書に係る医療情報の認定匿名医療情報作成事業者への提供が、法令等に抵触するものではないこと。(□内に印を付けること。)

６．添付書類（□内に印を付けること。）
□　委任状（代理人により届出を行う場合に限る。）

記載要領
１．最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。
２．数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
３．届出日は、本届出書が主務大臣に到達した日を指す。
４．本届出書には届出者により記名押印又は署名をすること。
５．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第三十（第二十八条第三項、附則第二条第二項関係）

委　任　状

代理人所在地又は住所

代理人名称又は氏名

代理人連絡先（部署名）

上記の者を代理人とし、医療分野の研究開発に資する匿名加工医療情報に関する法律（第30条第１項、第30条第２項）の規定による届出手続に関する一切の権限を委任します。

年　　月　　日

委任者所在地又は住所

委任者名称又は氏名　　印

委任者連絡先（部署名）

様式第三十一（第三十九条関係）

（表）

第　　号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第35条第２項の規定による身分証明書

写真

職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

発行者名　　印

（裏）

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律抜粋

第三十五条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定匿名加工医療情報作成事業者若しくは認定医療情報等取扱受託事業者（これらの者のうち外国取扱者である者を除く。）、匿名加工医療情報取扱事業者若しくは医療情報取扱事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

四　第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。
２　発行者は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣とする。